

福岡医発第 639 号 (地)
令和 3 年 5 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「STOP！転倒災害 みんなで取り組む転倒対策」の取組について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり福岡労働局より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

令和 2 年の福岡県内の労働災害につきましては、休業 4 日以上之死傷災害が 5,906 人と、前年と比べ 525 人 (前年比 9.8%) の増加となっており、このうち、転倒災害が 1,320 人と、前年と比べ 114 人 (前年比 9.5%) 増加しており、過去 6 年間の転倒災害発生件数の動向をみると、令和 2 年は対平成 27 年比で 17.4% 増と増加しています。

転倒災害は、死傷災害の中でも件数が最も多く、厚生労働省では、労働災害防止のための重点的施策の一つとして、平成 28 年 1 月から「STOP！転倒災害プロジェクト」を主唱し、各事業場における転倒災害防止運動の展開を図っているところです。また、今後も、就業構造の変化及び働き方の多様化に適応した対策の推進が必要です。

福岡県内の事業場に対して昨年は、転倒災害防止・総点検運動「STOP！転倒災害 みんなでやろう安全点検」を実施しましたが、残念ながら増加する結果となり、一層の転倒災害防止の取り組みの定着を図る必要があるものと考えています。

このような状況を踏まえ、福岡労働局においては、令和 3 年 6 月 (安全週間準備期間) から令和 4 年 2 月 (積雪や凍結による転倒災害の多発時期) までの毎月 1～7 日を転倒災害防止のためのチェック項目を点検する週間と定め、「STOP！転倒災害 みんなで取り組む転倒対策」の取組を推進することといたしました。

つきましては、別紙のリーフレット配布等により、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、リーフレットは福岡労働局のホームページにも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用ください。

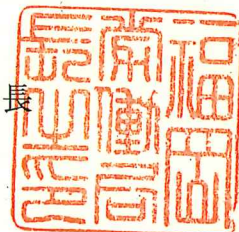
掲載先：福岡労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

お役立ち情報＞パンフレット・リーフレット＞労働安全関係＞「STOP！転倒災害 みんなで取り組む転倒対策」

公益社団法人福岡県医師会 会長 殿

福岡労働局長



「STOP! 転倒災害 みんなで取り組む転倒対策」の取組について(協力要請)

令和2年における福岡県内の労働災害は、休業4日以上之死傷災害が5,906人で前年の5,381人と比べ、525人(前年比9.8%)の増加となりました。このうち、転倒災害は1,320人で前年の1,206人と比べ、114人(前年比9.5%)増加しており、過去6年間で転倒災害発生件数の動向をみると、年によって増減を繰り返しているものの、令和2年は対平成27年比で17.4%増と増加しています。

転倒災害は、死傷災害の中でも件数が最も多く、厚生労働省では、労働災害防止のための重点的施策の一つとして、平成28年1月から「STOP! 転倒災害プロジェクト」を主唱し、各事業場における転倒災害防止運動の展開を図っているところです。また、今後も、就業構造の変化及び働き方の多様化に適応した対策の推進が必要です。

福岡県内の事業場に対して昨年は、転倒災害防止・総点検運動「STOP! 転倒災害 みんなでやろう安全点検」を実施しましたが、残念ながら増加する結果となり、一層の転倒災害防止の取り組みの定着を図る必要があるものと考えています。

このような状況から、福岡労働局では、本年度も引き続き、転倒災害を減少させることを目的とした災害防止活動を推進して参ります。

つきましては、令和3年6月(安全週間準備期間)から令和4年2月(積雪や凍結による転倒災害の多発時期)までの毎月1日から7日を転倒災害防止のためのチェック項目を点検する週間と定め、「STOP! 転倒災害 みんなで取り組む転倒対策」の取組を推進することとしましたので、別添のリーフレット(福岡労働局HP掲載)の配布、貴団体HPへの掲載等により、貴団体の会員事業場に対し、周知いただくとともに、同リーフレットを活用して会員等の皆様に転倒災害防止のための点検を実施していただきますようお願いいたします



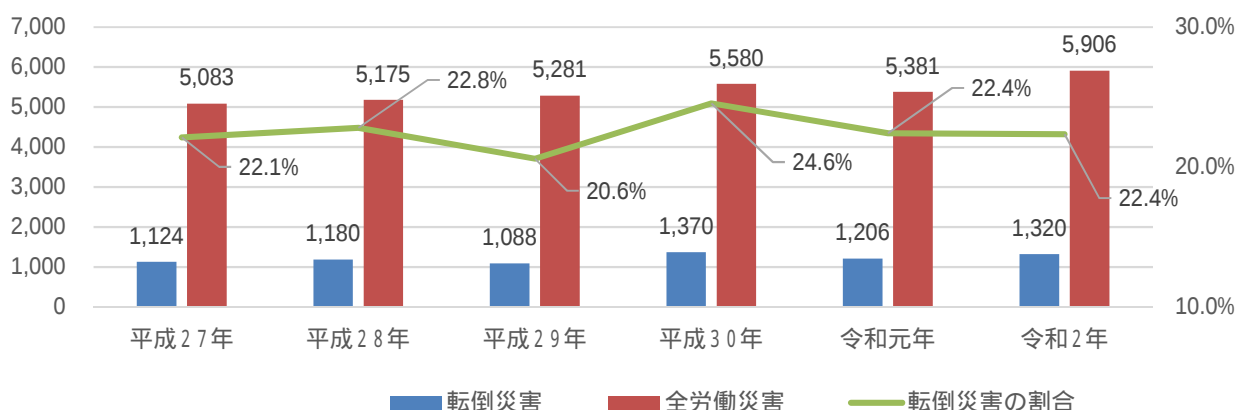
福岡労働局STOP！転倒災害

～みんなで取り組む転倒対策～

【取組期間 令和3年6月～令和4年2月】

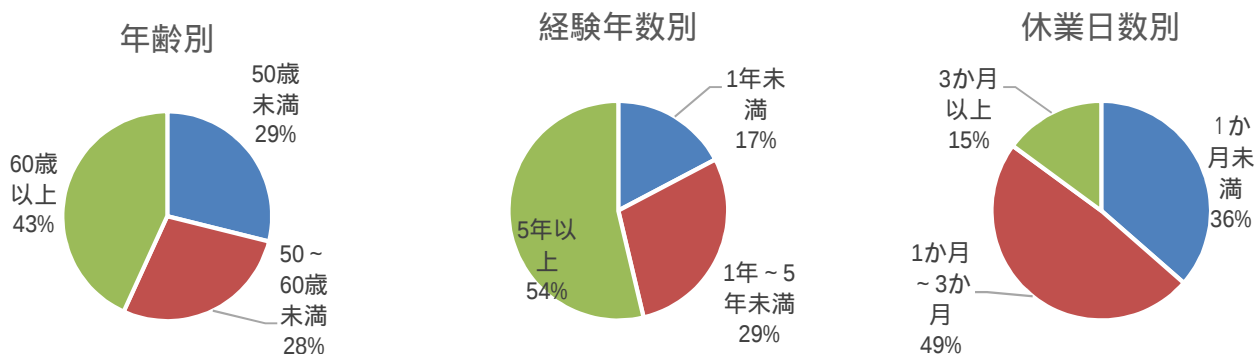
1 転倒災害の発生状況

令和2年における転倒災害の発生件数は1,320件と前年と比較し114件(9.5%)増加しており、また、平成27年以降増減を繰り返しているものの、全労働災害の20%強を占めています。



2 転倒災害の特徴

高齢者の比率が高く、経験年数が長い方の被災も多く、被災者の多くが1か月以上の休業を余儀なくされています。



3 取り組みの必要性

- ・ 転倒災害とは滑ったり躓いたりして転ぶことを指しますが、事故の型別では最も多い災害であり、休業日数も長くなる傾向があること。
- ・ 日常生活でも起こりうる基本的な災害であり、転倒災害防止の取り組みが日常生活の安全にもつながること。
- ・ 基本的な災害であることから、原因と対策の検討を行うことで災害防止の取り組みに対する基礎知識が得られること。

具体的な取り組み内容は裏面に

4 取り組むべき内容

(1) 安全管理体制を整備しましょう

取り組みを行うためには、事業主が率先して取り組むことは勿論、安全面の知識を持つ方が中心となり組織的な取り組みを行う必要があります。

(労働者数10名以上50名未満の事業場は安全衛生推進者(安全推進者、衛生推進者)、50名以上は安全管理者の選任が必要です。)

(2) 事業場内の危険箇所を把握しましょう

過去の災害事例や、労働者の方々からヒヤリハット事例を収集するなどにより、転倒災害の危険箇所等の把握に努めます。

(3) 把握した危険への対策を検討し、実行しましょう

(2)で把握した危険に対する対策を検討し、その対策を実行します。

(対策の検討は(1)で選任した方のみで行うのではなく、労働者数50名以上の事業場では安全衛生委員会、それ以外の事業場でも複数で検討することが必要です。)

(4) 定期的に点検を行い、対策が守られているか確認しましょう

毎月1日～7日までの間を対策が守られているか点検する期間とし、チェックリスト等作成し点検しましょう。

(点検作業は一部の担当者のみで行うのではなく、当番制にするなど全員が参加できる手法を講じることが効果的です。)

点検の際使用するチェックリストを作成する際は以下の表を参考にしてください。

セーフティチェック項目		✓
1	通路、階段、出入口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業内容に適した耐滑性があり、かつ、サイズが合うものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	☐
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

5 その他

転倒災害は高齢者に多いことから、これらの方々に対する対策も必要です。以下のQRコードから関係資料をご覧いただき、参考としてください。

・ エイジフレンドリー対策指針

厚生労働省が示している高齢労働者対策を取りまとめた資料になります。



・ 福岡労働局公式YouTubeチャンネル

転倒災害に関する動画等がありますので参考にしてください

